随意契約(相手方指定)調書

件 名	投票用紙自動読取分類機運用保守委託(東京都知事 選挙) No.5200311
工(納)期	令和6年7月8日
契約締結日	令和6年4月1日
契約金額	866,800円(消費税込み)

614)

契約審査委員会資料

経理課契約係

R6. 2. 22

業者選定理由書

件名	投票用紙自動読取分類機運用保守委託(東京都知事選挙)
指名業者(案)	名 称 グローリー株式会社 首都圏支店 所在地 東京都文京区本郷3丁目14番7号 NF本郷ビル 代表者 支店長 簑島 義憲
特命理由	本件は、東京都知事選挙(令和6年7月7日執行予定)における、投票用紙自動読取分類機を安定的に運用するための保守等の業務を委託するものである。 主管課からは、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。 経理課として検討したところ、 ① 上記業者は、区が導入している投票用紙自動読取分類機の開発元であり、プログラム及びデータ作成ツールの著作権を所有し、システムダウン時の復旧対応等を含めた運用等の業務を履行できる唯一の業者である。 ② 上記業者は、他自治体においても様々な選挙で機器の保守点検業務や開票時の運用支援業務を受託した実績があり、経験が豊富で、荒川区における過去の業務履行状況も非常に良好である。 以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を契約する。
その他 特記事項	・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)